

被保険者各位

富士通健康保険組合

[印 略]

海外在住者の扶養認定について（ご通知）

先般、厚生労働省から、海外に在住し、日本国内に住所を有しない者が被扶養者の認定をうけようとする場合において、審査書類（身分証明・収入確認等）が統一的な扱いとなるよう、扶養認定事務に関する通知が出されました。

これに基づき、当健保組合においても、厚生労働省より示された確認書類が提出された場合には、下記のとおり、総合的かつ厳正に審査したうえで扶養認定いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本通知は、海外に在住し日本国内に住所を有しない方(海外認定対象者)における扶養認定に対する通知となります。日本国内に在住している方（国内認定対象者）については、これまで通りの扶養認定を行い変更はございません。

## 記

## 1. 本通知の扶養認定対象者

- ・健康保険法で定められた被扶養者に該当する方で、海外に在住し日本国内に住所を有しない方

## 【被扶養者とは…】（健康保険法第3条第7項）

- ・被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫および兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- ・被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外であっても、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

## 【被扶養者申請の前提条件】

- ・国内認定対象者とは…日本国内に住民登録（住民票）がある方
- ・海外認定対象者とは…海外に在住し、日本国内に住民登録（住民票）が無い方

## 【本通知の対象となる事象】

事象	現行		今後
海外に在住（日本国内に住民登録無）の家族を扶養申請したい。	住民登録がないため、扶養申請できない。	➡	申請書類の提出により海外認定対象者として申請の対象となる。
家族が短期で日本に在住することになった（在留期間が3ヶ月未満）ため、その間、扶養申請したい。	住民登録がないため、扶養申請できない。	➡	住民登録がないため、国内認定対象者とはならず、別居する海外認定対象者として申請の対象となる。

## &lt;ご参考&gt;

- ・家族が日本に在留（中長期在留者）し、同居することになったことにより、扶養申請する場合は、国内認定対象者として扶養認定を行います。（扶養認定書類等はこれまで通りとなります）

## 2. 海外認定対象者の扶養認定基準について

項目	認定基準
■ 収入限度額（年間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60歳未満の方 : 130万円未満</li> <li>・ 60歳以上または障害者の方 : 180万円未満</li> </ul> <p>※海外認定対象者の場合は、収入の種類により、月収限度額・日収限度額の基準はありません。年間限度額内であれば可とする。</p>
■ 被保険者と別居の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者から海外認定対象者に対し、海外認定対象者の年収を超える金額を送金すること。</li> </ul> <p>※手渡しでは、認められません。</p> <p>※送金については、被保険者が被扶養者の生計を維持しているという観点から、「被扶養者現況申立書」に記載の「別居の場合の送金状況」の通り、継続的に送金すること。</p>
■ 被保険者と同居の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記、収入限度額内であることに加え、海外認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満であること。</li> </ul>

## 3. 申請書類について

① 健康保険被扶養者異動届（既存フォーマット）	
② 被扶養者現況申立書（規定フォーマット）※本通知による新規フォーマットです。	
③ 身分関係の確認書類	続柄が確認できる公的証明書またはそれに準ずる書類
④ 収入関係の確認書類	
【収入がある場合】	・ 公的機関または勤務先から発行された収入証明書
【収入がない場合】	・ 収入がないことを証明する公的証明書またはそれに準ずる書類
⑤ 生計維持関係の確認書類	
【別居の場合】	・ 金融機関発行の振込依頼書または振込先の通帳の写し
【同居の場合】	・ 同一世帯であることを確認できる公的証明書またはそれに準ずる書類

※①～⑤のすべての書類が必要です。

上記書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がなされた日本語の翻訳文を添付してください。

<ご参考>

■ 上記3. ②項「身分関係の確認書類」の具体例について

国名	身分関係を確認する書類の具体例
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親族関係証書（続柄など）</li> <li>・ 住民戸籍簿（住所）</li> </ul> <p>※ただし、自治体により対応が異なる可能性あり</p>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族関係証明書（日本の戸籍謄本にあたるもの）</li> <li>・ 婚姻証明書（配偶者の場合）</li> <li>・ 出生証明書（親子関係の場合）</li> </ul>

フィリピン	・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合）
ベトナム	・日本の戸籍謄本にあたるもの ・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合）
ブラジル	・領事館発行の婚姻証明書

■ 上記 3. ③項「収入関係の確認書類」の具体例について

国名	収入を確認する書類の具体例
中国	【収入がある場合】 ・勤務先から発行された収入証明書 【収入がない場合】 ・自治体発行の無収入証明書 ※ただし、自治体により対応が異なる可能性あり
韓国	【収入がある場合】 ・勤務先から発行された収入証明書 【収入がない場合】 ・管轄税務署発行の無所得証明書
フィリピン	【収入がある場合】 ・勤務先から発行された収入証明書 【収入がない場合】 ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性
ベトナム	【収入がある場合】 ・勤務先から発行された収入証明書 【収入がない場合】 ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性

4. 申請開始日

2018年9月1日

5. 連絡事項

- ・ 身分関係および生計維持関係を確認する書類につき上記以外の書類が提出された場合、扶養認定まで時間を要しますので、予めご了承ください。
- ・ 健康保険証の発送は、これまでの運用と同じです。  
被保険者の住所が国内の場合 ⇒ 被保険者の住所に発送  
被保険者の住所が海外の場合 ⇒ 事業所宛に発送

6. 添付資料

- ・ 被扶養者現況申立書

以上

適用給付グループ  
外線：044-738-3010

## ■ FAQ

### ～海外に在住し、日本国内に住所を有しない被扶養者の認定事務について～

① 質問	本通知は、これまでの扶養認定基準とは異なっていますが、これまでの認定（住民登録有）とは別に考えて認定するということですか？
① 回答	はい。本通知は、海外に在住し日本国内に住所を有しない方に対する認定事務の取り扱いです。日本に住所を有する方の扶養認定は、これまで通りの基準で認定審査を行います。

② 質問	本通知は「海外認定対象者」を対象としているが、外国籍の方に限らず、日本国籍の方で海外に在住している方を被扶養者とする場合も、本通知に基づき、被扶養者の認定を行うことになりますか？
② 回答	はい。日本国籍の方で海外に在住している方を被扶養者とする場合も、本通知に基づき、扶養認定することになります。

③ 質問	海外認定対象者が被保険者と別居の場合、「被保険者の年間収入の2分の1」という基準は無いのですか？
③ 回答	はい。海外認定対象者が別居の場合は、「被保険者の年間収入の2分の1」という基準はありません。

④ 質問	海外認定対象者が被保険者と別居の場合、毎月、送金するという基準は無いのですか？
④ 回答	はい、ありません。扶養申請時に、「金融機関発行の振込依頼書または振込先の通帳の写し」をもって送金しているかを確認します。なお、年間複数回の送金を予定している場合、今後1年間で生計維持に必要な程度の金額となるような回数であれば、可とします。 ※送金が振込の場合に預金通帳等の写しに、振込者、振込先の氏名および振込額が明確であることを留意してください。

⑤ 質問	海外認定対象者が被保険者と別居の場合、送金下限額という基準は無いのですか？
⑤ 回答	はい、ありません。ただし、被保険者が海外認定対象者の生活維持に必要な程度を送金しているかどうかを判断し、審査します。

⑥ 質問	短期滞在で来日し、同居する親を、被扶養者とすることはできますか？
⑥ 回答	在留期間が3ヶ月以上の場合で住民登録がある方は、被保険者と生計を同一とし、収入が被扶養者認定基準額内であれば、国内認定対象者として申請ができます。（治療目的の来日の場合は除く） 在留期間が3ヶ月未満の場合で住民登録が無い方は、別居する海外認定対象者の取扱いになります。

健保 記入欄	認定 否認定	年 月 日
-----------	-----------	-------

年 月 日

## 被扶養者 現況申立書 (海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者用)

### 1. 被保険者

被保険者証 記号 - 番号	被保険者氏名
-	

### 2. 被扶養認定対象者

フリガナ 氏名	生年月日	年齢	続柄	同居 別居	在住先の国名 (可能な場合は、州名,省名も記載)
	年 月 日			同居 別居	

被扶養者として申請した理由

### 3. 認定対象者の現況

(1)

収入	あり	なし
----	----	----

年額	収入の内容		
	給与・年金・事業収入・その他 ( )		
健保 記入欄	邦貨 換算額	= ¥	円

(2)

別居の場合 の送金状況	年額	円	送金 方法	送金・その他 ( )	送金 頻度	毎月・年回
----------------	----	---	----------	------------	----------	-------

1回あたりの送金額	円
-----------	---